

障 発 0213 第 1 号
平成 25 年 2 月 13 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害児入所施設における親子入所による療育について

従来から、主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設（平成 24 年 3 月 31 日までの肢体不自由児施設。以下「旧肢体不自由児施設」という。）の一部において母子入園が実施されており、低年齢の肢体不自由児を母子ともに入所させて機能訓練等療育を実施することにより、適切な療育効果を上げていくところである。

今般、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）の施行により、障害児の支援体系が再編されたことを踏まえ、その他の障害児入所施設においても同様の形で適切な療育効果を上げるための取組を行うことができることを明確化するために、名称についても「親子入所」とした上で、その実施に係る留意事項について、下記事項を定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内障害児入所施設の実情等を充分勘案の上、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、「し体不自由児施設における母子入園による療育について」（昭和 40 年 8 月 24 日児発第 700 号厚生省児童家庭局長通知）は廃止する。

記

1 目的について

この取扱いは、障害児入所施設において、短期間その親（父母等の保護者。以下同じ。）とともに入所させることにより、より適切な療育効果が得られると判定された児童を親とともに入所させ、必要な療育を行い、あわせて、家庭復帰後においても一貫した適切な機能訓練等の指導方法を確保することを目

的とするものであること。

2 対象児童について

対象児童は、障害児入所施設への入所対象である児童のうち、低年齢(おおむね2歳～6歳)であり、かつ、親とともに短期間入所させること(以下「親子入所」という。)により療育効果が得られると認められる児童であること。

3 設備について

親子入所による児童を対象として療育を行う部門(以下「親子入所部門」という。)の設備については、次の点につき考慮を払われたいこと。

(1) 親子入所部門を置く建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

なお、親子入所部門には、原則として専用の訓練室、洗面所、便所等を設けるものとする。

(2) 親子入所を実施する居室一室の定員は、児童4人以下を標準とし、児童一人あたりの面積は4.95㎡以上とすること。

(3) 本通知の施行の際現に存する親子入所部門の建物(建築中のものを含み、本通知施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、(2)にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

4 入所定員について

親子入所部門の児童定員は、おおむね10人～20人とすること。

5 入所期間について

親子入所部門における入所期間は、おおむね1か月～3か月とすること。

6 運営について

(1) 療育の内容

親子入所部門における療育の内容は、親子入所児童の障害の状況に応じて、主として親子一体のもとで療育を行うものであるが、親子ともに入所する特殊な形態であるため、他の療育部門における療育に支障を来すことのないよう特に留意し、効率的な運営を図ること。

(2) 家庭との連携

施設長は、親が施設入所中において修得した日常生活動作訓練等の指導方法について、施設退所後においても一貫した療育が適切に行われるよう、密接な連携を保つために必要な措置を講ずること。

(3) その他運営にかかる留意事項

ア 施設長は、親に対して、施設における諸規則等を遵守させ、かつ、施設内における親子の健康管理が十分に行われるよう必要な措置を講ずること。

と。

イ 施設長は、親に親子入所部門の特殊性を認識させ、療育関係職員の指導等が徹底するよう必要な指示を行うこと。

ウ 親子入所部門における親の食事については、原則として施設内での炊事は認めないものであること。

エ 親子入所部門における看護職員の配置については、適正に行うものであること。

7 費用について

(1) 親子入所部門における親に係る生活諸経費等必要な経費については、本人負担とし、経理を別にして、明確かつ適正に行うこと。

(2) 親子入所部門において、「障害児入所施設における小規模グループケア加算費について」（平成24年8月20日障発0820第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める小規模グループケアの要件を満たす方法により実施する場合には、小規模グループケア加算の対象となること。